

幼児教育・保育の無償化について

1. 概要

(1) 趣旨

我が国における急速な少子化の進行並びに幼児期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として、子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、3歳から5歳までのすべての子どもたちの幼稚園、保育所、認定こども園等の費用を無償化するとともに、低所得者世帯にも配慮し、0歳から2歳までの住民税非課税世帯の子どもを対象として保育所等の費用を無償化する。

(2) 国の無償化の対象種別と内容

○ 子どものための教育・保育給付

これまでの認定区分（支給要件）		利用施設	保育の必要性 （月額上限額）		保育必要量
1号	満3歳以上の子どもで2号認定以外のもの	幼稚園 認定こども園	無	無償	無
2号	満3歳以上の子どもで、保護者の家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園	有	無償	標準
					短
3号	満3歳未満の子どもで、保護者の家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	保育所 認定こども園	有	無償 （非課税世帯のみ）	標準
					短

○ 子育てのための施設等利用給付（新設）※ 保育必要量の認定が不要。

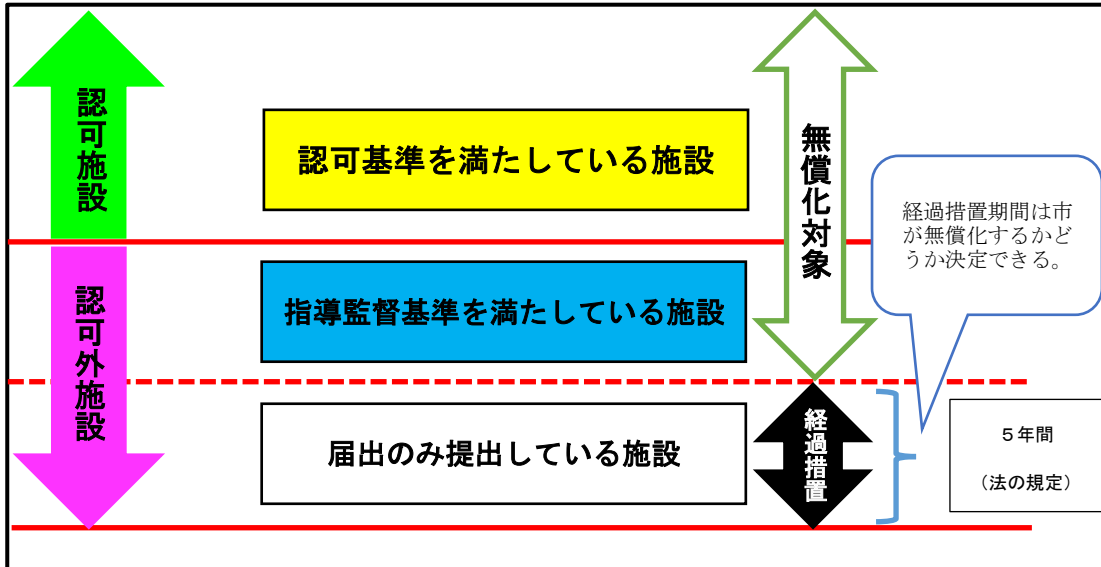
新たな認定区分（支給要件）		利用施設	保育の必要性 （月額上限額）	
			有	無
新1号	満3歳以上の子どもで、新2号、新3号認定子ども以外のもの	幼稚園（未移行） 障害児通園施設	無償 （25,700円）	無償 （25,700円）
新2号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの	障害児通園施設 認可外保育施設 預かり保育事業 一時預かり事業 病児保育事業 ファミリーサポートセンター事業	無償 （37,000円）	/
新3号	満3歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子どもで、家庭において必要な保育を受けることが困難であるもののうち、住民税非課税世帯のもの		無償 （42,000円）	

2. 認可外保育施設について

(1) 国の考え方

無償化の対象となる認可外保育施設については、都道府県等に届出を行い、国が定める認可外保育施設の指導監督基準（以下「基準」という。）を満たすことが必要となる。しかし、都市部における待機児童問題により、やむを得ず基準を満たさない施設を利用している児童がいることを踏まえ、基準を満たしていない場合でも、無償化の対象とする5年間の猶予期間が設けられている。

● 認可外保育施設の対象範囲



(2) 高砂市の考え方

本市においては、国どおり5年間の経過措置を設け、認可外施設の指導監督基準を満たしている施設に加え、届出のみ提出している施設を利用するすべての3歳から5歳の子どもの保育料を無償とする。

3. 副食費の実費徴収について

(1) 国基準の副食費の実費徴収

副食費の取り扱いについては、これまでも基本的に特定教育・保育施設については、実費徴収または保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化にあたっては、従来の考え方を維持する。

区分	現 行	無償化後
1号認定 (幼稚園等)	<p>保護者負担</p> <p>保育料</p> <p>副食費 主食費</p> <p>実 費</p>	<p>保護者負担</p> <p>無償化 (給付)</p> <p>副食費 主食費</p> <p>実 費</p>
2号認定 (保育所等)	<p>保護者負担</p> <p>保育料</p> <p>副食費 主食費</p> <p>実 費</p>	<p>保護者負担</p> <p>無償化 (給付)</p> <p>副食費 主食費</p> <p>実 費</p>
3号認定 (保育所等) ※非課税世帯除く	<p>保護者負担</p> <p>保育料</p> <p>副食費 主食費</p>	<p>保護者負担</p> <p>保育料</p> <p>副食費 主食費</p>

(2) 国基準による副食費の免除対象の範囲の考え方

副食費の免除対象範囲については、これまで免除対象であった生活保護世帯やひとり親世帯には引き続き副食費の免除を維持し、さらに、多子（第3子以降）や低所得世帯（年収360万円未満相当世帯）の負担軽減を考え、副食費を免除とする。

○多子のカウント方法

	1号認定	2号認定
年収360万円未満相当	年齢に関わらず世帯の子の数による	
年収360万円相当以上	3歳～小学校3年生までの子	0歳～小学校就学前までの子

(3) 国基準による本市における副食費の免除対象の範囲

○1号認定子ども

※人数については令和元年6月末現在

高砂市保育料階層	年収	第1子	第2子	第3子以降
A~C2 (所得割額77,100円以下)	年収360万円未満相当	免除 (30人)	免除 (24人)	免除 (21人)
D1~D3 (所得割額77,101円以上)	年収360万円相当以上	保護者負担 (277人)	保護者負担 (186人)	免除 (21人)

免除対象・・・96人、免除対象外・・・463人

○2号認定子ども

※人数については令和元年6月末現在

高砂市保育料階層	年収	第1子	第2子	第3子以降
A~D1 (所得割額57,700円未満) ただし、ひとり親世帯等はD2 (所得割額77,100円以下) まで	年収360万円未満相当	免除 (155人)	免除 (94人)	免除 (64人)
D1~D7 (所得割額57,700円以上)	年収360万円相当以上	保護者負担 (916人)	保護者負担 (112人)	免除 (2人)

免除対象・・・315人、免除対象外・・・1,028人

● 高砂市の独自事業

本市においては、国が定める免除対象範囲を拡充し、特定教育・保育施設と高砂児童学園を利用するすべての3歳児から5歳児の子どもを対象に免除とする。